

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1.執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2.都道府県名	秋田県
3.市区町村名	井川町
4.届出番号	3
5.独自利用事務の事例番号	65-1:ひとり親等の医療費助成に関する事務

### 1.準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療費の支給に関する事務（ひとり親家庭の児童）
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		井川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項 福祉医療費の支給に関する事務（ひとり親家庭の児童）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第一条	井川町福祉医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図る)ことを目的とする。	第1条 この要綱は、井川町に居住地を有する乳幼児（未就学児）及び小中学生、高校生等、(ひとり親家庭の児童)、高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者の(心身の健康の保持と生活の安定を図る)ために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする
⑦独自利用事務の関連規範		井川町福祉医療費支給要綱 井川町福祉医療費支給事務取扱要領